

○宮崎大学農学部 GAP 研修事業運営委員会規程

〔令和5年5月16日〕
制 定

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学農学部における GAP 研修事業の推進のために設置する、宮崎大学農学部 GAP 研修事業運営委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) GAP 研修事業の運営に関すること。
- (2) GAP 研修事業における品質マネジメントレビューに関すること。
- (3) その他 GAP 研修事業に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 農学部附属フィールド科学教育研究センター長
- (2) 農学部附属フィールド科学教育研究センター木花フィールド附帯施設長
- (3) 農学部附属フィールド科学教育研究センター住吉フィールド附帯施設長
- (4) 農学部植物生産環境科学科 GAP 教育プログラム世話人
- (5) 農学部にかかわる日本 GAP 協会公認講師
- (6) その他委員会が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は第3条第1号の委員をもって充て、副委員長は委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、農学部フィールドセンター事務係において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、令和5年5月16日から施行する。